⑨　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑩　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⑪　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑫　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要がある場合の費用について、実情に応じた適切な工事費を積算する試行を適用する工事である。

⑬　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、労働者が遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤することを希望する場合は、作業時間を（８時間）より短縮して設定できるものとして、短縮時間に応じて労務費を補正する試行を適用する工事である。

⑭　本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

実工期：令和９年４月１日から令和10年７月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで）

なお、低入価格調査等により、工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑮　本工事は、直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

⑯　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

⑰　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⑱　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。

⑲　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

⑳　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

㉑　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

㉒　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑽　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における建築工事に係る令和７・８年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（民間工事の施工実績も認める。）（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。また、下記①㋐から㋒については、同一建物の施工実績とする。

①　下記の建物の新営（新築又は増築）工事

㋐　建物用途　住宅、共同住宅以外の建物（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㋒　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

②　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社が、上記①の要件を満たす実績を有していること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

（民間工事の施工経験も認める。）甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

また、下記㋐⑷から⑹については、同一建物の施工経験とする。

㋐　下記⑷から⑹の要件を満たす建物の新営（新築又は増築）工事（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）

⑷　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

⑹　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

㋑　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②㋐の要件を満たす経験を有すること。